

老 発 0206 第 1 号
平成 25 年 2 月 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第30号）が本日公布されたところである。

改正の趣旨及び留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配意願いたい。

記

第1 改正の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条第4項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第274号。以下「令」という。）において、東日本大震災の被害者の権利利益に係る満了日を平成25年2月28日と定めたところである。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があるものについて、権利利益の延長期日をさらに延長するため、令を改正し、その期日を平成25年8月31日まで延長することとした。

第2 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

令のうち再延長を行ったものは、次のとおりである。

- 指定居宅サービス事業者の指定（第41条第1項）
- 指定地域密着型サービス事業者の指定（第42条の2第1項）
- 指定居宅介護支援事業者の指定（第46条第1項）
- 指定介護老人福祉施設の指定（第48条第1項第1号）
- 指定介護療養型医療施設の指定（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の第48条第1項第3号）
- 指定介護予防サービス事業者の指定（第53条第1項）
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（第54条の2第1項）
- 介護老人保健施設の許可（第94条第1項）

第3 留意事項

- 1 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（特措法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わず、また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えない。

- 2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、特措法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。

- 3 今般の令の改正により、特定権利利益に係る満了日が平成25年8月31日までとされたが、平成25年9月1日以降における更なる延長については、サービスの質の確保等に鑑み、指定介護療養型医療施設の指定に係るものを除き、行わない予定である。そこで、令の対象となる事業所がある都道府県等におかれては、平成25年9月1日以降におけ

る更なる延長を行わないことについて、介護サービス事業者に対して、十分な期間をもって周知いただくとともに、以下のような御配慮をお願いする。

- ・ 警戒区域等に事業所がある等の事情により、指定の更新の申請を行うことが出来ず、指定等の効力が失われた事業所等（以下「失効事業所等」という。）が新たに指定等の申請を行う際は、既に都道府県知事等に提出している事項に変更がない場合についてはこれらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出がなされたものとする
- ・ 失効事業所等による新たな指定の申請を受け、都道府県知事等が指定を行う際は、当該事業所等に付番されていた事業所番号を再付番すること

十三万八千円に、百十四万六千円を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万二千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万七千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に改め、同表の三の項の(一)中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千三百円」を「二万三千三百円」に改め、同項の(二)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千三百円」を「二万三千三百円」に改め、同項の(三)中「五千七百円」を「二万二千円」に改め、同項の(四)中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三千三百円」に改め、同項の(五)中「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八千三百円」を「二万六千三百円」に改め、同項の(六)中「二万五千三百円」を「三万五千三百円」に改め、同表の四の項の(一)中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に改め、同項の(二)中「百十三万五千二百円」を「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同項の(三)中「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に改め、同項の(四)中「百八十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同項の(五)中「百十八万七千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表の五の項の(一)中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に改め、同表の備考一中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百円」を「一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の(一)の場合にあつては零円とし、同項の(二)の場合にあつては四十円とし、同項の(三)の場合にあつてはそれぞれ同項の(四)の下欄に定める額から八千円」に改め、同表の備考二中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改める。

第十六条の表の一の項の(一)中「以外の遊技機」の下に「(以下「未認定遊技機」という。))を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同項の(二)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「二千八百円(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。))がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に算じて得た額を加算した額」を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機に「二千七百円」を「八千円」に改め、同項の(三)中「一万五千円」を「一万四千円」に、「二万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の(一)の項の(一)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項の(二)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「三千四百円」に改め、同項の(三)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」に改め、同表の備考一中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同表の備考二中「七千四百円」を「六千八百円」に改める。

附則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十号

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令(平成二十三年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「食品衛生法第五十二条第一項の許可等」を「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」に改める。

本則中「平成二十五年二月二十八日」を「平成二十五年八月三十一日」に改め、第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、第十一号から第十七号までを九号ずつ繰り上げ、第十八号から第二十一号までを削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定及び本則中第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、第十一号から第十七号までを九号ずつ繰り上げ、第十八号から第二十一号までを削る改正規定は、平成二十五年三月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省令

令

〇総務省令第五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成二十五年政令第二十八号)の施行に伴い、並びに地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)の規定に基づき、並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)を実施するため、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月六日 総務大臣 新藤 義孝

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(地方自治法施行規則の一部改正)

第一条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項中、「条例制定又は改廃請求のための署名収集責任届出書」を削る。

第十条第一項及び第二項中、「事務監査請求のための署名収集責任届出書」を削る。

第十一条第一項及び第二項中、「解散請求のための署名収集責任届出書」を削る。

第十二条第一項及び第二項中、「解散請求のための署名収集責任届出書」を削る。

第十二条の二中、「規約変更要請請求のための署名収集責任届出書」を削る。

別記投票用紙様式の一その二備考一中「この様式は」の下に「地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その二備考五中「地方自治法」を「地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による地方自治法」に改める。

別記投票用紙様式の一その二備考一中「この様式は」の下に「地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。